

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年5月2日(2013.5.2)

【公表番号】特表2011-512904(P2011-512904A)

【公表日】平成23年4月28日(2011.4.28)

【年通号数】公開・登録公報2011-017

【出願番号】特願2010-547850(P2010-547850)

【国際特許分類】

A 6 1 H 23/02 (2006.01)

A 6 1 H 1/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 H 23/02 3 4 1

A 6 1 H 1/00 3 1 1 Z

【手続補正書】

【提出日】平成24年2月24日(2012.2.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者の脳内における脳脊髄液の局所的うっ滞を治療、阻害、または寛解させるためのシステムであって、

振動または音響エネルギーを前記患者の上顎骨に放射するための、電源に作動的に接続された1つ以上のトランスデューサを備え、

前記エネルギーは、前記患者の副鼻腔を通じて前記患者の頭蓋底へ放射されて、脳内の脳脊髄液の排出を補助するとともに、脳脊髄液の局所的うっ滞を阻害するのに十分である、

システム。

【請求項2】

患者のアルツハイマー病を治療、阻害、または寛解させるためのシステムであって、

振動または音響エネルギーを前記患者の上顎骨に放射するための、電源に作動的に接続された1つ以上のトランスデューサを備え、

前記エネルギーは、前記患者の副鼻腔を通じて前記患者の頭蓋底へ放射されて、脳内の脳脊髄液の排出を補助するとともに、脳脊髄液の局所的うっ滞を阻害するのに十分である、

システム。

【請求項3】

前記1つ以上のトランスデューサに作動的に接続されるとともに、所望の周波数で電力を供給する発電機をさらに備える、

請求項1または請求項2に記載のシステム。

【請求項4】

前記1つ以上のトランスデューサは、超音波トランスデューサである、

請求項1～請求項3のいずれか1項に記載のシステム。

【請求項5】

前記1つ以上のトランスデューサは、可聴波トランスデューサである、

請求項1～請求項3のいずれか1項に記載のシステム。

【請求項 6】

前記 1 つ以上のトランスデューサは、超高周波トランスデューサである、

請求項 1 ~ 請求項 3 のいずれか 1 項に記載のシステム。

【請求項 7】

前記患者の上顎歯または上顎を受容するための溝を有するマウスピースをさらに備え、

前記 1 つ以上のトランスデューサは、振動または音響エネルギーを前記患者の上顎歯または上顎に向かわせるために前記マウスピース上に配設される、

請求項 1 ~ 請求項 6 のいずれか 1 項に記載のシステム。

【請求項 8】

前記マウスピースに接続されたハンドルをさらに備え、

前記発電機は、前記ハンドル内に配設される、

請求項 7に記載のシステム。

【請求項 9】

前記患者の上顎骨に挿入するためのインプラントをさらに備え、

前記トランスデューサは、前記インプラントを通じて上顎骨に振動または音響エネルギーを向かわせるための前記インプラントに取外し可能に接続される、

請求項 1 ~ 請求項 8 のいずれか 1 項に記載のシステム。

【請求項 10】

前記トランスデューサを前記インプラントに取外し可能に接続する手段をさらに備える、

請求項 9に記載のシステム。

【請求項 11】

前記 1 つ以上のトランスデューサが配設されるワンドをさらに備え、

前記ワンドを前記患者の上顎歯、歯ぐき、または組織に接触させると、前記 1 つ以上のトランスデューサは、前記患者の上顎歯、歯ぐき、または組織に振動または音響エネルギーを向かわせる、

請求項 1 ~ 請求項 10 のいずれか 1 項に記載のシステム。

【請求項 12】

前記発電機は前記ワンド内に配設される、

請求項 11に記載のシステム。